

にいがた

新潟 昔語り

一途な男の思いの果で

魚沼市
(旧湯之合村)

左大臣藤原経房の二男だった尾瀬三郎は、時の権力者だった平清盛と一人の皇妃をめぐって争いました。しかし時勢にはかなわず、京の都を追われてしまいました。

湯之谷郷までたどり着いた三郎は、山奥へ山奥へと進むうちに、大沼を見つけました。三郎にちなんで、その地を尾瀬と呼ぶようになりました。三郎は京の都と皇妃に思いを馳せながら、藤原家の再興を画策しますが、志半ばで力尽きてしまいました。都を去るとき、皇妃がひそかに手渡してくれた虚空蔵菩薩像を、三郎は終生その身から離すことがなかったといいます。



三郎にちなんで名づけられた尾瀬



※伝説については、諸説ある話のうち、取材したものの1つをご紹介します。

新潟日報「好きですにいがた」語り継がれる不思議にいがたより

Contents

- 平成26年度社会保険委員大会開催
- 60歳以降に退職後、同じ会社に継続して再雇用されたとき
- 交通事故や他人の行為で負傷して保険証を使って治療をしたときは、協会けんぽへ届出が必要です
- 平成27年1月から変わります!!

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル 0570-05-1165

日本年金機構ホームページ<http://www.nenkin.go.jp/> 協会けんぽホームページ<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>
一般財団法人 新潟県社会保険協会 ホームページ <http://www.niigata-inet.or.jp/nshkyoukai/>

【職場内で回覧しましょう】

— 平成26年度 —

社会保険委員大会開催

年金制度・健康保険制度について、会社や地域において、啓発・相談・助言等の活動を行っていただくため、厚生労働大臣や全国健康保険協会支部長から委嘱を受けた年金委員・健康保険委員で組織された社会保険委員会と社会保険協会支部共催で社会保険委員大会を今年（11月）も各地区で673名の参加を得て開催しました。大会では、委員活動に功績のあった皆様に対し厚生労働大臣等からの表彰伝達が行われました。



受賞された皆様おめでとうございます。

～ 平成26年度 年金委員・健康保険委員等表彰 ～

年金委員（敬称略・順不同）

厚生労働大臣表彰

齋藤 隆（株式会社 あおば中央人事労務）	小野澤 一成（塩沢信用組合）
小林 孝（株式会社 小林組）	藤木 秀雄（有限会社 姫川産業）

日本年金機構理事長表彰

宮口 若子（榮組運送 株式会社）	近藤 栄一（丸山建設 株式会社）
加藤 裕子（株式会社 加藤生コン）	白井 康一郎（株式会社 機庄）
今井 守（株式会社 丸新エネルギー）	鈴木 永蔵（浦佐管理物産 株式会社）
結城 克行（見附織物工業協同組合）	山崎 正雄（株式会社 ジェーシーエス・コンピュータサービス）
杉田 朋子（杉田建設 株式会社）	佐藤 吉一（株式会社 アール・ケー・イー）

日本年金機構北関東・信越ブロック本部長表彰

佐藤 豊司（新潟大昭和紙工 株式会社）	菅井 律（株式会社 スガイ）
山本 明雄（北越物流 株式会社）	江端 和昌（株式会社 双翔）
田沢 忠一（シーエムシー中越モータース 株式会社）	小林 仁（株式会社 北越銀行）
馬場 雅澄（田中商事 株式会社）	佐藤 伸策（越後交通工業 株式会社）
阿部 まさ子（阿部印刷 株式会社）	櫻井 茂（株式会社 研電舎）
玉木 正恵（株式会社 広瀬）	貝瀬 邦夫（山岳土建 株式会社）
吉岡 正喜（社会福祉法人 巻老人福祉協会）	越村 伸弥（十日町織物工業協同組合）
小林 敬八郎（株式会社 三条害虫）	南雲 真理（株式会社 関電気）
佐藤 愛子（加茂鉄工業協同組合）	木下 恵美子（JCCソフト 株式会社）
阿部 和美（燕保険協会）	杉田 克己（頸城自動車 株式会社）
牛腸 滝己（株式会社 三本紙器）	久保田由美子（株式会社 牛木組）
渡辺 信太郎（株式会社 ワゴードライ）	長澤 孝子（株式会社 かしわ堂）
伊藤 初男（公益財団法人 村上地域シルバー人材センター）	星野 昭夫（東北工業 株式会社）
高橋 ムツ子（株式会社 瀬波タクシー）	

健康保険委員（敬称略・順不同）

全国健康保険協会理事長表彰

鈴木 慶一（新津商工会議所）	山田 千晴（やまだ織 株式会社）
佐藤 正志（岡部組 合資会社）	

全国健康保険協会新潟支部長表彰

西川 由美 (株式会社 西川商会)	西山 幸枝 (株式会社 エヌティーシー)
吉田 恭子 (第一タクシー 株式会社)	瀧沢 義家 (株式会社 トックス)
田辺 稔 (蒲原瓦斯 株式会社)	蓑輪 良孝 (特別養護老人ホームさくら聖母の園)
大湊 潤子 (株式会社 大湊文吉商店)	持田 幸江 (社会福祉法人 なかよし福祉会)
阿部 美佐 (株式会社 白善商店)	

委員会会員 (敬称略・順不同)

新発田社会保険委員長表彰

佐藤 由好 (株式会社 東和製作所)	野崎 照子 (株式会社 綿善活版所)
高山 セツ子 (株式会社 末広)	小幡 弘子 (株式会社 大幡製作所)
本間 敦 (株式会社 横井組)	井上 裕子 (株式会社 井上材木店)
小滝 雅史 (株式会社 ホテル汐美荘)	安城 一幸 (医療法人 白日会 黒川病院)

六日町社会保険委員長感謝状

水落 寛 (新潟アライ 株式会社)	笛木 良子 (湯沢町社会福祉協議会)
-------------------	--------------------

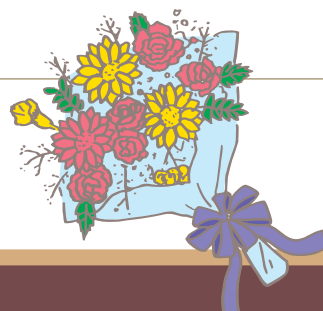
健康づくり優良事業所表彰 (敬称略・順不同)

一般財団法人新潟県社会保険協会長表彰

シャープ新潟電子工業 株式会社 (新潟東支部)	公益財団法人 小千谷総合病院 (長岡支部)
遠藤建設 株式会社 (新潟西支部)	株式会社 森下組 (六日町支部)
株式会社 氏田組 (三条支部)	ワイエイシー新潟精機 株式会社 (上越支部)
有限会社 和栄 (新発田支部)	中村石油 株式会社 (柏崎支部)

一般財団法人新潟県社会保険協会三条支部長表彰

本間電機工業 株式会社
加茂信用金庫
陽光電気 株式会社
株式会社 ニーテックジャパン



【事業主の皆様へ】

年金委員・健康保険委員の設置をお願いします。年金委員に関しては、各年金事務所へ、健康保険委員に関しては、全国健康保険協会新潟支部まで照会願います。

新潟県年金受給者協会連合会からのお知らせ

新潟県年金受給者協会連合会・新潟県年金受給者協会事務所は12月上旬下記に移転しました。
今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

新住所／新潟市中央区弁天3-3-5 新潟マンション1018号室
電話番号／025-247-4152 FAX／025-247-4153

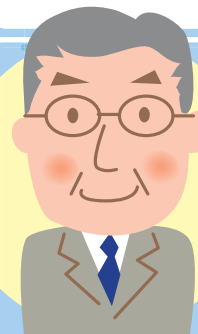
訂正とお詫び

11月号でお知らせした内容に誤りがありました。

- 「スキー場リフト割引利用助成券のご案内」記事 誤：ニノックススキー場⇒正：ニノックススノーパーク
ご迷惑をおかけして申し訳ございません。訂正し、お詫び申し上げます。

ご存知ですか？

60歳以降に退職後、 同じ会社に継続して 再雇用されたとき

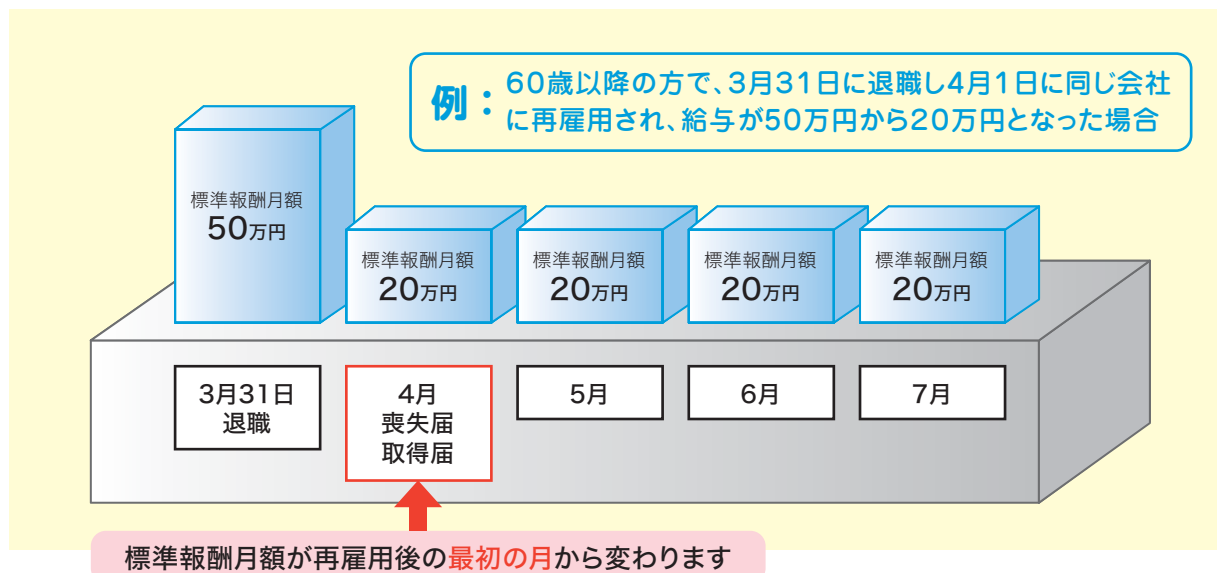


こんなとき、次のような届出方法があります！

60歳以降に退職後、継続して嘱託等として再雇用された場合には、使用関係が一旦中断したものとみなし、月額変更届ではなく、**被保険者資格喪失届**と**被保険者資格取得届**を同時にご提出いただくことにより、再雇用された月から再雇用後の給与に応じた標準報酬月額に改定することができます。

対象となる方 ▶ 60歳以降に退職後、継続して再雇用された方

※「継続して再雇用」とは1日も空くことなく同じ会社に再雇用されることをいいます。



この取扱いは正社員に限定されるものではなく、パートタイマーやアルバイトなどで厚生年金保険等の被保険者となっている方も対象となります。



厚生年金基金及び健康保険組合に加入している事業所の場合は、当該基金、健康保険組合にも同様の届出が必要ですのでご注意ください。（詳細は当該基金、健康保険組合へお問い合わせください。）

届出方法

「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時にご提出ください。
※被扶養者がいる場合は「被扶養者（異動）届」も併せてご提出ください。

添付書類

- ①退職したことがわかる書類（就業規則や退職辞令の写しなど）
 - ②継続して再雇用されたことがわかる書類（雇用契約書など）
- （上記①及び②の書類がない場合は、退職された日及び再雇用された日が記載された事業主印が押印されている証明書でも構いません。）

- 法人の役員等が対象の場合の添付書類は「役員規定、取締役会の議事録などの役員を退任したことがわかる書類及び退任後継続して再雇用（再任）されたことがわかる書類」または「事業主の証明」となります。

年金記録の訂正手続についてのお知らせ

総務省の年金記録の「確認申立て」は、平成27年2月末で受付を終了します。平成27年3月から厚生労働省に年金記録の訂正を求める手続がスタートします。
※受付は、これまでと同様、お近くの年金事務所です。

年金記録の確認申立てをされる方へのお願い

平成27年2月末までに総務省へ年金記録の確認申立てを行う際は、**お手数ですが、新しい手続の「事前申込書」の提出もお願いします。**

「事前申込書」を提出していただくと、平成27年4月以降も調査審議が必要な事案について、書類の再提出の必要がなく、厚生労働省の新たな訂正手続に切り替えられます。

厚生労働省による年金記録の訂正手続の概要

- ①ご自身の国民年金・厚生年金の記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正の請求をすることができます。請求は平成27年3月以降も、これまでと同様、お近くの年金事務所で行えます。
- ②皆さまからの請求に対しては、民間の専門家（弁護士、社会保険労務士、税理士など）が中立的な立場で審議し、公平・公正な判断を行います。※地方厚生局に設置される地方審議会で審議を行います。

年金記録の新たな訂正の開始スケジュール

平成27年 2月末	総務省「年金記録に係る確認申立書」の受付終了
3月～	厚生労働省「訂正請求書」の受付開始
3月末	総務省 年金記録についての調査審議の終了
4月～	厚生労働省 年金記録についての調査審議の開始

1月の年金相談のご案内

相談は予約制となります。予約なしの相談も可能ですが、予約の方を優先させていただきます。

主催年金事務所 (予約先電話番号)	会 場	相談日	時 間	主催年金事務所 (予約先電話番号)	会 場	相談日	時 間
新潟東年金事務所 (025-283-1013)	五 泉 市 福 祉 会 館	15(木)	10:00～15:00	上越年金事務所 (025-524-4115)	糸 魚 川 市 役 所	14(水)	10:00～15:00
	阿 賀 町 役 場 本 庁	28(水)	10:00～15:00			28(水)	10:00～15:00
新潟西年金事務所 (025-225-3008)	両 津 地 区 公 民 館	21(水)	12:40～15:00		柿 崎 商 工 会	21(水)	10:00～15:00
長岡年金事務所 (0258-88-0006)	小 千 谷 市 民 会 館	14(水)	10:00～15:00	新発田年金事務所 (0254-23-2128)	村 上 市 役 所	14(水)	10:00～15:00
		28(水)	10:00～15:00			28(水)	10:00～15:00
	小出ボランティアセンター	22(木)	10:00～15:00		阿賀野市水原総合体育館	21(水)	9:30～12:30
予約可能な時間は各会場とも開始時間から、終了時間の30分前までとなりますが、次の会場は時間が異なります。 【両津地区公民館】は12:40から14:20までとなりますのでご注意ください。				六日町年金事務所 (025-716-0802)	十日町地域地場産業振興センター (クロス10)	8(木)	10:00～15:00
						22(木)	10:00～15:00

- 年金の相談・照会等には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・年金証書等を持参してください。
 - 予約による相談を希望する方は、出張相談所を主催する年金事務所へ事前に電話予約をしてください。
- ※上記の年金相談でご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

協会けんぽからのお知らせです



交通事故や他人の行為で負傷して**保険証を使って治療**をしたときは、**協会けんぽへ届出が必要です**

なぜ届出が必要なのですか？

交通事故やけんかなど、第三者（他人）の行為により負傷したときの治療費は、本来、**加害者が負担する**のが原則です。しかし、保険証を使って治療を受けた場合は、加害者が支払うべき治療費（医療費の7～9割分など）を、**保険者（＝保険証の発行元）が負担し、立て替えたこととなります**。これは、被害にあわれた加入者様の負担を軽減するためであり、保険者は後日、**加害者に対し、立て替えた治療費を請求することとなります**。そのため、「**第三者行為による傷病届**」が必要となりますので、すみやかにご提出をお願いします。

※加害者が治療に要する費用を全て（自己負担分と保険者負担分）支払うなどにより、**保険証を使用しない場合は届出の必要はありません**。

届出が必要な第三者（他人）の行為とは？

他人の行為などによって負傷した場合で、次のようなケースがあります。なお、事故の過失にかかわらず、「健康保険を使って治療を受けた方」を「被害者」といいます。

交通事故にあったとき

自動車・バイク・自転車・歩行中など、相手のいる交通事故で負傷した場合。事故過失の大小にかかわらず、届出が必要です。

自損事故車に同乗していたとき

自動車・バイクなどに同乗しているときの自損事故により負傷した場合。運転手と被害者が親族でも届出が必要です。

ペットにかまれたとき

他人の飼っているペットに噛まれたなどで負傷した場合。飼い主に賠償責任があります。

暴力行為にあったとき

他人から殴られるなど、暴力で負傷した場合。

施設の管理が不十分だったとき

建物・道路などの管理が不十分であったことが原因で負傷した場合。施設管理者に賠償責任があります。

食中毒になったとき

飲食店などの食べ物が原因で食中毒になった場合。

※上記以外にも、届出が必要となるケースがあります。ご不明な点はお問い合わせください。

ご注意ください！



業務上や通勤途中の負傷で、労働者災害補償保険（労災保険）の給付対象となる場合、健康保険は使用できません。

健康保険を使用した後に、労災保険の給付対象と判明した場合、健康保険負担分（医療費の7～9割）を返納していただくなど、負担が生じる場合があります。

業務上の負傷など労働災害については、お近くの労働基準監督署へお問い合わせください。

お問い合わせ先

【レセプトグループ】 TEL.025-242-0263



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

協会けんぽ 新潟

検索

〒950-8613 新潟市中央区弁天3-2-3 ニッセイ新潟駅前ビル3階 TEL.025-242-0260(代表)



平成27年1月から変わります!!



①「高額療養費制度」が変わります!

平成27年1月診療分から、負担能力に応じた負担を求める観点により、**70歳未満の所得区分が細分化されます**。※70歳以上75歳未満の方は平成27年1月以降も変更はありません。

平成26年 12月診療分 まで	被保険者の所得区分		自己負担限度額	多数該当
	A	標準報酬月額53万円以上の方	$150,000円 + (総医療費 - 500,000円) \times 1\%$	83,400円
	B	区分A および 区分C 以外	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
	C	被保険者が市町村民税の非課税者等	35,400円	35,400円
平成27年 1月診療分 から	被保険者の所得区分		自己負担限度額	多数該当
	ア	標準報酬月額83万円以上の方	$252,600円 + (総医療費 - 842,000円) \times 1\%$	140,100円
	イ	標準報酬月額53万～79万円の方	$167,400円 + (総医療費 - 558,000円) \times 1\%$	93,000円
	ウ	標準報酬月額28万～50万円の方	$80,100円 + (総医療費 - 267,000円) \times 1\%$	44,400円
	エ	標準報酬月額26万円以下の方	57,600円	44,400円
	オ	被保険者が市町村民税の非課税者等	35,400円	24,600円

② 限度額適用認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)の区分の表記が変わります!

高額療養費の制度改正により所得区分が細分化されたことに伴い、平成27年1月1日以降、以前の区分表記の限度額適用認定証等は使用できませんのでご注意ください。

平成27年1月1日以降の「新しい区分表記の限度額適用認定証」が必要な方は、「健康保険限度額適用認定申請書」を新潟支部へご郵送ください。

③ 協会けんぽの保険証の記載事項が変わります!

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまへのサービスと利便性の向上のため、平成27年1月26日に新しい業務システムへの移行を予定しています。移行に伴い、平成27年1月26日以降に協会けんぽが発行する被保険者証の記載事項を変更いたします。

現行被保険者証

健康保険被保険者証 本人(被保険者) 00163 平成23年 4月 6日交付

記号 21700023 番号 21

氏名 キョウカイ 知ウ 協会 太郎

生年月日 昭和 61年 10月 22日 性別 男

資格取得年月日 平成 20年 10月 10日

事業所名称 ○○ 株式会社

保険者番号 01010011

保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部

保険者所在地 ○○市○○区○○町○○○

印

新被保険者証

健康保険被保険者証 本人(被保険者) 00111 平成26年 6月25日交付

記号 21700023 番号 21

氏名 キョウカイ 知ウ 協会 太郎

生年月日 平成 元年 5月 10日 性別 男

資格取得年月日 平成 26年 6月 1日

事業所名称 ○○ 株式会社

保険者番号 01010016

保険者名称 全国健康保険協会 ○○支部

保険者所在地 ○○市○○区○○町○○○

印

性別の位置が変わります

二次元コードを印刷します

※発行済の被保険者証は従来どおり使用できます。

※二次元コード部分は保険証返却後の回収登録に使用しますので、切ったり、汚したりしないでください。

加入者・事業主の皆さまへのお願い

申請書・届出書は『新様式』でお願いいたします

協会けんぽでは7月に申請書・届出書の様式を変更いたしました。旧様式でご提出いただくと給付金の支払いが遅延しますので、新しい様式をご利用くださいますようお願いいたします。新しい申請書・届出書は、ホームページからダウンロードしていただくか、協会けんぽへお問い合わせいただければ郵送いたします。



ホームページをご覧ください

新しい業務システムへの移行に伴い、一部業務を停止する期間があります

平成27年1月26日の新しい業務システムへの移行に伴い、その移行前に、被保険者証等の発行や一部給付金の支給を停止する期間が発生します。この間、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。(日程等は、後日ホームページ等でお知らせいたします)

全国健康保険協会全国大会を開催しました

平成26年11月18日(火曜日)、ニッショーホール(東京都港区)において「全国健康保険協会 全国大会」を開催しました。新潟支部からは、支部長や評議員をはじめ11名が参加し、協会けんぽの財政について訴えてまいりました。

この大会において、3,600万人の加入者の総意をもって、下記のとおり決議が採択されました。

記

- 一、協会けんぽに対する国庫補助金の補助率を健康保険法本則上限の20%に引き上げること
- 一、公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療制度の見直しを実施するとともに、後期高齢者支援金の被用者保険者負担について全面総報酬割を導入し、それに伴い生じる公費財源を協会けんぽの財政基盤の強化など被用者保険の負担軽減に充てること

大会後は、参加者全員で行進し、その後、支部ごとに分かれて議員会館を訪問し、地元選出の国会議員へ陳情しました。

協会けんぽは、引き続き、加入者や事業主の皆さまの声を国や政府に強く訴えてまいります。今後とも、協会けんぽへの心強いご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

《会場の様子》



《集団行進》



ニッショーホールへ厚生労働省

《議員要請》



【右】 自由民主党 細田 健一 議員
【左】 新潟支部長 田中 正一

健康保険委員表彰受賞者の皆様おめでとうございます

平成26年11月5日から11月26日にかけて、県下7会場で社会保険委員大会が開催されました。

厚生労働大臣表彰者1名、全国健康保険協会理事長表彰者3名、全国健康保険協会新潟支部長表彰者9名の13名の方に、永年にわたる健康保険委員の功績に対し、健康保険委員功労者として表彰させていただきました。受賞者の皆様おめでとうございます。



年末年始の業務と給付金のお支払いについて



年末年始の業務につきましては、年内は12月26日(金)が最終日となり、**平成26年12月27日(土)から平成27年1月4日(日)まで**の間はお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(月)より、通常通り8時30分から業務を行います。

健康保険給付金(傷病手当金・出産手当金)のお支払いにつきましては、12月12日までに、協会けんぽ新潟支部で受付した分は年内にお支払いできる予定です。

(※ご申請の内容に不備がある場合やご確認が必要な場合を除きます。)

例年に比べて休業期間が長いため、被保険者証の発送や各種給付金のお支払いが通常の月よりも遅れる場合がございます。お手数をおかけいたしますが、各種申請書はお早めにご提出いただきますようお願いいたします。

12月26日(金)	12月27日(土)~1/4(日)	1/5(月)
通常通り	お休みさせていただきます	通常通り